

DAM(Difficult Airway Management)世話人会規約

第 1 章 名称および事務所

- 第1条 本会は DAM 世話人会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、日本医学シミュレーション学会 (JAMS) 事務局内とし、各種連絡等の窓口は、代表世話人とする。

第 2 章 目的および事業

- 第3条 本会は、JAMS の 1 分科会として、JAMS の活動に協力し、Difficult Airway Management の普及を担当し、安全な医療に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) JAMS 学術研究会への協力
 - 2) DAM 教育セミナーの実施
 - 3) JAMS 機関誌等の刊行への協力
 - 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 世話人

- 第5条 世話人は次のとおりとする。
世話人会が認めた者とする。世話人選出に関する細則は別に定める。

第 4 章 世話人役員とその任務

- 第6条 本会には次の役員を置く。
- | | |
|--------------|-----|
| 代表世話人 | 1 名 |
| 副代表世話人 | 1 名 |
| 総務責任者 | 1 名 |
| その他の JAMS 理事 | 若干名 |
- 第7条 代表世話人は世話人会において選出される。代表世話人は本会を代表し、会務を総括し、世話人会において議長となる。
- 第8条 副代表世話人は世話人会において選出される。副代表世話人は代表世話人を補佐し、また代表世話人が不在または事故のあるとき、この会務を代行する。
- 第9条 総務責任者は世話人会において選出される。総務責任者は本会の会計および日常の会務を担当する。
- 第10条 世話人会は、代表世話人、副代表世話人、総務責任者を含む若干名を理事として JAMS 理事会に推薦できる。理事は総務責任者を補佐し、会務を行う。

第11条 代表世話人、副代表世話人、総務責任者、その他の JAMS 理事の任期は 2 年 とし、再選を妨げない。

第 5 章 会議

第12条 世話人会は、代表世話人、副代表世話人、総務責任者のいずれか、また世話人の半数以上が開催を必要と認めたときにこれを開くことができる。

第13条 世話人会は世話人により組織され、重要会務を審議し、代表世話人の諮問に応じ、人事、事業ならびに会計報告、事業計画、その他の必要事項の審議・決定を行う。またその他必要と認める事項について審議を行う。

第14条 世話人会は世話人の 3 分の 2 以上(文書による方法を含めて)の出席をもって成立とする。

第 6 章 会計および会計報告

第15条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第16条 本会の予算は JAMS に申請し、JAMS より割り当てられた予算にてまかなう。各年度の終了 3 か月以内にその年度末の財産目録と収支を JAMS に報告し、JAMS 監事の監査を経て JAMS 総会の承認を得なければならない。

第17条 学術研究会・教育セミナーにて若干の参加費を集めることができる。

第 7 章 会則変更

第18条 本会会則(附則を含む)を変更するには、世話人会にて審議し文書による方法を含めて出席した世話人の 3 分の 2 以上の承認を要する。

会則制定日 平成 17 年 11 月 18 日
平成 26 年 06 月 01 日 改訂(予定)

附 則

第1条 本会の会則施行に必要な細則は世話人会の議を経て別に定める。
第2条 各種会議の議決は一般に文書を含めた出席者の過半数の賛成を持って決定を行う。賛否同数の場合は、議長の決を持って決定する。

細 則

第1条 DAM 世話人は、JAMS の A 会員であって、以下のいずれかの条件を満た

す必要がある。認定には世話人による推薦と DAM 世話人会での承認が必要である。

1) DAM 世話人会による DAM インストラクター認定を受けたもの。

2) DAM の活動を支援し、貢献したもの。

第2条

DAM 世話人は、以下のいずれかの条件を満たす場合、その資格を喪失する。

1) DAM インストラクターでなくなったとき

2) 本人から退会の申し出があったとき

第3条

DAM インストラクター認定規約は、別に定める。

第4条

DAM 教育セミナー実施規約は、別に定める。